

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者及び入札参加資格停止期間

業者名	区分	住 所	入札参加資格停止期間
株式会社水機テクノス	工事 委託 物品	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	3月間 (令和5年5月17日～ 令和5年8月16日)
水道機工株式会社	工事	東京都世田谷区桜丘 5-48-16	3月間 (令和5年5月17日～ 令和5年8月16日)

2 事実概要

令和5年2月10日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

3 入札参加資格停止措置理由

上記の事実は、射水市入札参加資格停止要領別表第2（17）に該当する。

（期間：当該認定をした日から1月以上9月以内）